

医療費控除事前審査の受付

1月13日(火)～21日(水)までの間、医療費控除の明細書作成について指導・記載内容のチェックなどの審査を行いました。

期間中に審査を受けることができなかった方は、町民課賦課係までご相談ください。



**申告会場の混雑防止のため、
必ず事前に審査を受ける
ようご協力お願いします。**



申告相談に持参するもの

次の必要な書類などを忘れずに持参してください。

書類がない場合は各種控除が受けられないほか、申告相談を受け付けることができません。

必要なモノ

- ・預金通帳（口座番号のメモでも可）→ 所得税還付の際に必要です
- ・「マイナンバーカード」の写し、または「運転免許証（顔写真のついたもの）など」の写し

収入を証明する書類

- ・給与所得の源泉徴収票（本人用）または賃金明細書
- ・年金所得の源泉徴収票
- ・生命保険の一時金や、損害保険の満期返礼金の明細書 など

控除額を証明する書類

- ・医療費控除の明細書（事前審査済のもの）
- ・任意継続健康保険料領収書（原本）
- ・国民年金支払証明書（年金事務所発行のもの）
- ・生命保険の支払証明書、個人年金の支払証明書
- ・地震保険などの払込証明書
- ・寄付金受領証明書
- ・障害者手帳 など

★漁業所得者は、漁業協同組合備え付けの計算書に記入の上、ご持参ください。

★平成26年1月より、漁・農業などの営業所得者（白色申告）の帳簿記帳・保存が義務化となっています。

お問い合わせ先：町民課 賦課係 ☎47-4683